



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 19 日(木)
号外第 1 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (762) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (763) (水産課) 3

告 示

鳥取県告示第762号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成18年10月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(7) 規則別表	略	略	年0.45パーセント	(7) 規則別表	略	略	年0.4パーセント

第7号に掲げる資金		上		第7号に掲げる資金			
-----------	--	---	--	-----------	--	--	--

鳥取県告示第763号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
 平成18年10月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
漁業近代化資金の種類	利子補給率				漁業近代化資金の種類	利子補給率			
	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
4 規則					4 規則				

別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
略						略					
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	—	—	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	—	—	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント